

1 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

平成26年(2014年)1月20日、日本は「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

同条約の第24条「教育」では、インクルーシブ教育システム(※)の理念が提唱され、障がい者の権利の実現のために必要なことの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」が示されています。

また、第2条「定義」において、「障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。」とされていることについても十分に認識しておく必要があります。

また、インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとされています。

また、その場合には、障がいのある子どもと障がいのない子どもそれぞれが、授業内容が分かり、充実感や達成感を得られるような工夫・改善に努めることも大切です。

その際、「ユニバーサルデザインの考え方」を考慮しつつ、進めて行くことが重要とされています。

※ インクルーシブ教育システムとは・・・

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。(平成24年7月23日中教審初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告))

2 ユニバーサルデザインとは

「障害者の権利に関する条約」において「ユニバーサルデザイン」とは、調整または特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することができる製品、環境、計画及びサービスの設計とされています。

ユニバーサルデザインの考え方は、アメリカのロナルド・メイス教授らにより提唱され、「ユニバーサルデザイン7原則」として示されました。

〔参考〕ユニバーサルデザイン7原則

- 原則1 誰にでも公平に利用できること
- 原則2 使う上で自由度が高いこと
- 原則3 使い方が簡単ですぐ分かること
- 原則4 必要な情報がすぐに理解できること
- 原則5 うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 原則6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 原則7 アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

3 通常の学級の担任に求められる配慮と指導力

通常の学級は、多様な教育的ニーズのある子どもが在籍しています。

すべての子どもが生き生きと活躍することのできる共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築を推進するためにも、障がいのある子どもと障がいのない子どもにとって、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごすことが大切です。

そのためには、障がいの有無に関係なく、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行う必要があります。

平成24年7月の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」では、特別支援教育を充実させるために教職員の専門性の確保が必要であると示されています。

また、特に通常の学級の担任に求められる専門性として「すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが、通常の学級に在籍していることから必須である。」とあります。